（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　六
会社その他　二九

告示

○金融庁告示第三十三号

チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インクが、平成二十五年四月一日付で富士火災海上保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりチャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インクの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第三十四号

チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシーが、平成二十五年四月一日付で富士火災海上保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりチャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシーの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第三十五号

三井生命保険株式会社が、平成二十五年四月二日付でメディケア生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により三井生命保険株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

○総務省告示第二百三十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の三十八第三項に規定する総務省の職員の身分を証明する証票の様式を次のとおり定める。

平成二十五年五月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

表面

（第四面）

（注意）
一　記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
一　退職その他により不要になったときは、必ず返納すること。
一　本証は、他人に貸したり、譲渡したり、又は勝手に書き直したりしないこと。
一　本証は、破損しないよう大切に取り扱うこと。

（第一面）

軽証第　　号

契

軽油引取税検査職員証票

総務大臣　印

（注）証票を広げたときの寸法は、縦一〇・五センチメートル・横一四・八センチメートルとする。